

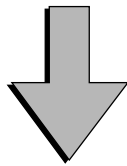
国民健康保険税

平成20年4月から、75歳以上の方全員が加入される「後期高齢者医療制度」が開始され、健康保険法の一部改正や後期高齢者医療保険に対する支援金制度が創設されたことなどにより、平成20年度から国民健康保険税が変わります。

これまでの国民健康保険税は、医療分と介護分を併せて課税していましたが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金分」を合算して課税する事になりました。

従来の方法

医療給付費分（加入者全員）
介護納付金分（40歳～64歳）



平成20年度からの算定方法

医療給付費分(0歳～74歳)
後期高齢者支援金分(0歳～74歳)
介護納付金分（40歳～64歳）

平成20年度国民健康保険税納期限日

- 1期 平成20年 6月30日（月）
- 2期 平成20年 9月 1日（月）
- 3期 平成20年10月31日（金）
- 4期 平成21年 2月 2日（月）

納期限内の納付をお願いします。納期限日までに完納できない場合は納付について早めに税務課にご相談ください。

問い合わせ先

税務課 ☎0859-54-5208